

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 前第1四半期 累計(会計)期間	第12期 当第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
事業収益(千円)	49,445	-	148,335
経常損失() (千円)	93,684	412,943	481,404
四半期純損失()又は当期純利益(千円)	94,227	414,226	53,378
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	3,013,087	3,110,803	3,110,803
発行済株式総数(千株)	2,806	2,910	2,910
純資産額(千円)	3,156,256	3,084,632	3,498,942
総資産額(千円)	3,375,114	3,232,879	3,681,410
1株当たり純資産額(円)	1,124.52	1,059.81	1,202.10
1株当たり四半期純損失金額()又は1株当たり当期純利益金額(円)	41.50	142.33	19.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	19.30
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	93.5	95.4	95.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	219,698	411,319	555,221
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	294,859	754,189	557,738
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,223,507	83	1,417,839
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	1,832,249	1,570,529	1,953,936
従業員数(人)	19	20	20

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期第1四半期累計(会計)期間及び第12期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	20
---------	----

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
医薬品(千円)	-	100.0
合計(千円)	-	100.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間の販売実績は、武田薬品工業株式会社との契約に基づき、CBP501の開発と並行して進めているバックアップ化合物研究に対する対価を受取ったものであります。

3. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
武田薬品工業株式会社	49,445	100.0	-	-

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生したリスク、直前事業年度に係る有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更及び重要事象等はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、単一セグメント（「医薬品」）により構成されているため、セグメントごとの記載はしていません。

(1) 業績の状況

世界の医薬品市場は、先進国を中心とする医療費抑制策や新薬承認審査の厳格化などにより、厳しい市場環境が続いております。一方で、当社が研究開発に取り組んでいる癌領域については、臨床上の治療満足度が未だ低くアンメットニーズが大きいため、世界の製薬企業が画期的新薬の開発を目指して研究開発を強化しております。

このような状況のもと、当社は、細胞周期におけるG2チェックポイントの阻害に着目した抗癌剤の基礎研究及び臨床開発に取り組ましました。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501については、CBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの3剤併用による悪性胸膜中皮腫を対象とする臨床第2相試験（平成20年11月試験開始）並びに同じ3剤併用による非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験（平成21年6月試験開始）を米国FDAの規制下で進めました。

また、CBS9106については、平成21年6月に開始した前臨床試験を実施し、CBS2400シリーズについては、候補化合物の最適化に取り組ましました。

さらに、開発パイプラインの拡充に向けて、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索研究により新規候補化合物の創出に努めました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の研究開発費については、前年同四半期比201,693千円増加し299,752千円となりました。販売費及び一般管理費は、前年同四半期比16,504千円増加し55,880千円となり、研究開発費と合わせた事業費用は、前年同四半期比218,197千円増加し355,632千円となりました。事業費用が増加した主な要因は、CBP501の臨床試験及びCBS9106の前臨床試験の進展に伴う開発費の増加、ならびに、前年同四半期には事業費用から控除していた武田薬品工業株式会社からの受取研究開発費が、平成22年6月に同社との提携を解消したことに伴い当第1四半期会計期間は計上されていないためです。

この結果、営業損失は前年同四半期比267,642千円損失増の355,632千円となり、また、経常損失は営業外費用として為替差損を57,936千円計上したため前年同四半期比319,259千円損失増の412,943千円、四半期純損失は前年同四半期比319,998千円損失増の414,226千円となりました。

なお、営業外費用として計上した為替差損は、主に当第1四半期会計期間末時点で当社の保有する外貨建預金を同日の為替相場で評価したことで発生したものであり、今後の為替相場によりこの額は変動します。

また、この外貨建預金は、当事業年度の外貨建支払計画に基づいて必要な外貨を一括調達したものです。この為替環境が続く場合には円貨換算の開発費が減少するため、この為替差損が当事業年度の経常損益及び当期純損益に及ぼす影響は限定的であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、CBP501の臨床試験推進に伴う研究開発費の支出等がありましたが、提携解消による補償金の受取りにより、411,319千円の増加（前年同四半期は219,698千円の減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、本社等の移転に伴う設備投資、定期預金の預入及び払戻等により、754,189千円の減少（前年同四半期は294,859千円の増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得に伴い83千円の減少（前年同四半期は1,223,507千円の増加）となりました。

これらに加え、外貨建預金について現金及び現金同等物に係る換算差額 40,452千円を計上した結果、当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ383,406千円減少し、1,570,529千円となりました。また、預入期間が3ヶ月を超える定期預金を合わせた貸借対照表上の現金及び預金は2,989,629千円（前事業年度末2,753,936千円）であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社は、正常細胞に影響の少ない抗癌剤が創出され得る有力な候補と考えられるG2チェックポイント阻害の作用メカニズムに着目し、抗癌剤の研究開発活動を行っております。

当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

当第1四半期会計期間における研究開発費は前年同四半期比201,693千円増加し299,752千円となりました。これは、CBP501臨床第2相試験及びCBS9106前臨床試験の進捗による開発費の増加、ならびに、前年同四半期には研究開発費から控除されていた受取研究開発費170,106千円が当第1四半期会計期間は計上されていないためです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、研究開発型ベンチャーであり、将来は当社開発の抗癌剤の上市後において製品売上高の計上により利益を確保する計画ですが、それまでの先行投資期間においては抗癌剤の研究開発費負担等から損失を計上する予定です。なお、先行投資期間においては、主に提携製薬会社からの収入が損益改善に寄与する可能性があります。

CBP501及びCBS9106については、現在アライアンス活動を積極的に進めております。その結果として新規提携パートナーが確保された場合には、契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の収入を受取る可能性があり、当面は開発の進捗状況及び当該アライアンス活動の状況が当社の損益に大きな影響を与えます。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、CBP501及びCBS9106等の医薬品候補化合物の開発を進めて承認を取得し、当社が開発した抗癌剤の製品売上高計上により利益を確保する計画ですが、その実現に向けて開発資金の確保や開発体制の強化のために製薬企業との戦略提携の実現を目指しています。

CBP501に関しては、平成22年6月に武田薬品工業株式会社との提携を解消したため、現在開発費を自社で全額負担し悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験を進めております。これと並行して、今後臨床第3相試験へ移行する場合等を考慮し、新規提携パートナーの確保に向けたアライアンス活動を積極的に展開しております。

また、現在前臨床試験を進めているCBS9106に関しても、早期の臨床試験入りを見据えてアライアンス活動を行っております。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、研究開発型ベンチャーであり、将来は当社開発の抗癌剤の上市後に製品販売による収入を計上する計画ですが、それまでの先行投資期間においては研究開発費の支出等から営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスを計上する計画です。

先行投資期間における営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスについては、現在進めているアライアンス活動で獲得する新規提携パートナーからの契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の形で営業活動によるキャッシュ・フローの確保に努めるほか、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務活動によるキャッシュ・フローのプラスにより補填する方針です。

なお、当第1四半期会計期間の資金状況は、上記(2)に記載のとおりであります。

資金の流動性につきましては、定期預金への預入に関して資金の流動性に注意を払いながら設定しております。当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,570,529千円で、定期預金の残高は、1,419,100千円でした。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、当社が行っている事業の環境について、入手可能な情報と経験に基づいた仮定により、経営判断を行っております。医薬品市場においては、これまで医薬品市場の成長を牽引してきた日米欧三極の各国において医療費抑制策が強化されており、新興国市場の拡大や後発品の普及等、今後は医薬品市場にも変化が生じることが予想されております。こうした中で、臨床上の治療満足度に改善の余地がみられる癌領域は、新薬開発のターゲットとして有望な領域の一つとして考えられており、世界の製薬会社やバイオベンチャーが研究開発力の強化に取組んでいます。当社は、これまでに蓄積してきたG2チェックポイント領域の研究成果を生かし、世界の癌領域の市場のニーズに合致した抗癌剤を開発することを目指しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当社は、平成22年9月1日付で旧本社・研究所及び研究所分室を新本社に移転・集約いたしました。

これに伴い当第1四半期会計期間において、新本社が新たに当社の主要な設備となりました。その設備の状況は以下のとおりです。

なお、旧本社・研究所及び研究所分室の設備については、平成22年6月期に固定資産臨時償却費として9,296千円を計上しております。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び 備品	合計	
新本社 (静岡県沼津市)	医薬品	本社機能 基礎研究 簡易薬効試験	93,438	37,639	131,078	20

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 新本社については建物を賃借しており、年間賃借料は24,000千円であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、以下のとおりであります。

新設

新本社における設備の新設については、平成22年9月に完了いたしました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,910,500	2,910,500	東京証券取引所 マザーズ市場	(注)1,2
計	2,910,500	2,910,500	-	-

(注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 1単元の株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権は、次のとおりです。

(平成13年1月12日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,200
新株予約権の行使期間	平成15年2月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の役員又は従業員であること。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡したり、質権その他担保権を設定する等の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による350株から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を100株減じております。
4. 上記3.に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、権利行使に伴い新株予約権の目的となる株式の数を8,300株減じております。さらに退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を10,000株減じております。
5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、株式1株当たりの発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が株主割当増資(第三者割当増資の方法により株主全員に割当てする場合も含む)を行う場合、発行価額を次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

旧商法に基づき発行した新株引受権付社債は、次のとおりです。
(平成13年6月7日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,209
新株予約権の行使期間	平成13年7月1日から 平成23年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,209 資本組入額 604
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の役員又は従業員であること。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株引受権は、社債と分離して本新株引受権証券のみで 譲渡することができる。
新株予約権付社債の残高(千円)	-
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による800株から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を300株減じております。
4. 上記3.に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を22,500株減じております。
5. 当社が(1)行使価額を下回る払込金額で普通株式を発行する場合、(2)株式の分割により普通株式を発行する場合、あるいは、(3)行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる、又は普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価額を次の算式をもって調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額} \times \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、この計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。
また、合併、資本の減少、株式の分割・併合等の場合においても適切に行使価額を調整します。

旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21並びに同第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

(平成14年5月25日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	(社内向け) 50 (社外向け) 20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(社内向け) 5,000 (社外向け) 20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000
新株予約権の行使期間	(社内向け) 平成16年11月28日から 平成24年4月30日まで (社外向け) 当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(社内向け) 権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、もしくは従業員であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、その他正当な理由のある場合等、当社取締役会が書面で認めた場合については、この限りではない。 (社外向け) 権利行使時においても、当社の社外コンサルタントの地位にあることを要す。ただし、当社の社外コンサルタントを顧問契約等で定められた期間の満了により退任した場合、顧問契約等に特段の定めがある場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

3. 新株予約権の数は、臨時株主総会決議による220個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を100個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、400株から300株に減少しております。
4. 上記3. に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数50個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、30,000株から25,000株に減少しております。
5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、株式1株当たりの権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併し、又は株式交換により完全親会社となる場合にも、発行又は移転する株式1株当たりの権利行使価額につき必要な調整を行います。

6. 当社は平成21年9月17日付で株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

(平成16年2月25日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,100
新株予約権の行使期間	平成16年3月19日から 平成26年2月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が以下の ないし のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で消却することができる。 当社(当社の将来の子会社も含む)の取締役、監査役もしくは従業員 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の協力関係にある者</p>

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の数は、臨時株主総会決議による4,000個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,000個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、4,000株から3,000株に減じております。
4. 上記3.に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,000個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、300,000株から200,000株に減じております。
5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合、又は、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権証券を発行する場合、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成17年5月27日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月29日から 平成27年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が以下の ないし のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で消却することができる。 当社(当社の将来の子会社も含む)の取締役、監査役もしくは従業員 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の協力関係にある者</p>

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の数は、臨時株主総会決議による620個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を40個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、620株から580株に減少しております。
4. 上記3.に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、平成21年5月22日臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権の新株予約権割当契約に従い、新株予約権530個が放棄されております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、58,000株から5,000株に減少しております。
5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、株式上場前は調整前行使価額）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合、又は、時価（ただし、株式上場前は調整前行使価額）を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権証券を発行する場合、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。
(平成21年5月22日臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	718
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	公募価額と同額。但し、公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。
新株予約権の行使期間	平成23年5月23日から 平成31年5月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 公募価額と同額。但し、公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。 資本組入額 資本金等増加限度額の2分の1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。</p> <p>当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、平成17年5月27日臨時株主総会決議もしくは平成19年9月11日定時株主総会決議に基づく当社発行の新株予約権の保有者である場合、当該新株予約権の権利を保有したままで本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社株式の上場日より1カ月経過した日もしくは行使期間の始期前日のいずれか早い日までに、保有する当該新株予約権の全部を権利放棄した場合を除く。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、会社法第236条第1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約（会社法第749条第1項四号イ及び第753条第1項十号イ）、吸収分割契約（会社法第758条五号イ）、新設分割計画（会社法第763条十号イ）、株式交換契約（会社法第768条第1項四号イ）又は株式移転計画（会社法第773条第1項九号イ）において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類 普通株式とする。</p> <p>新株予約権の数及び株式の数 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。</p> <p>各新株予約権の行使の際の払込金額 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。</p>

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
	その他の新株予約権の行使条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 平成21年5月22日臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権のうち58,300株は、平成17年5月27日臨時株主総会決議に基づく第4回新株予約権もしくは平成19年9月11日定時株主総会決議に基づく第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権もしくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。平成21年10月17日までに、第4回新株予約権530個(残存数50個)及び第5回新株予約権53個(残存数なし)が放棄され、前出の新株予約権割当契約に基づく放棄が完了しました。なお、第6回新株予約権の放棄はありませんでした。
4. 当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当をする場合、又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1株未満の端数が発生する場合は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{手続実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続実施後の発行済普通株式総数}}$$

当社が時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合、又は、時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場上場時の公募価額は1株2,100円であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	2,910,500	-	3,110,803	-	3,097,653

(6) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,909,600	29,096	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	2,910,500	-	-
総株主の議決権	-	29,096	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	平成22年 8月	平成22年 9月
最高(円)	548	543	1,362
最低(円)	426	295	510

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,989,629	2,753,936
その他	78,911	867,176
流動資産合計	3,068,540	3,621,112
固定資産		
有形固定資産	131,078	26,157
無形固定資産	5,935	6,456
投資その他の資産	27,324	27,683
固定資産合計	164,338	60,297
資産合計	3,232,879	3,681,410
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	1,327	9,704
その他	146,919	172,762
流動負債合計	148,247	182,467
負債合計	148,247	182,467
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,110,803	3,110,803
資本剰余金	3,097,653	3,097,653
利益剰余金	3,123,993	2,709,766
自己株式	163	80
株主資本合計	3,084,299	3,498,610
新株予約権	332	332
純資産合計	3,084,632	3,498,942
負債純資産合計	3,232,879	3,681,410

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
事業収益	49,445	-
事業費用		
研究開発費	1 98,059	1 299,752
販売費及び一般管理費	2 39,375	2 55,880
事業費用合計	137,434	355,632
営業損失()	87,989	355,632
営業外収益		
受取利息	1,998	539
為替差益	5,194	-
その他	86	86
営業外収益合計	7,279	625
営業外費用		
為替差損	-	57,936
株式交付費	12,972	-
その他	1	-
営業外費用合計	12,974	57,936
経常損失()	93,684	412,943
特別損失		
固定資産除却損	230	970
特別損失合計	230	970
税引前四半期純損失()	93,915	413,914
法人税、住民税及び事業税	312	312
法人税等合計	312	312
四半期純損失()	94,227	414,226

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	93,915	413,914
減価償却費	6,109	8,445
受取利息	1,998	539
為替差損益(は益)	0	63,052
その他	131,615	193,783
小計	221,420	149,172
利息の受取額	2,699	1,509
補償金の受取額	-	560,232
法人税等の支払額	977	1,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	219,698	411,319
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	500,000	1,441,700
定期預金の払戻による収入	800,000	800,000
有形固定資産の取得による支出	5,123	112,635
その他	17	146
投資活動によるキャッシュ・フロー	294,859	754,189
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,223,507	-
自己株式の取得による支出	-	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,223,507	83
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	40,452
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,298,669	383,406
現金及び現金同等物の期首残高	533,580	1,953,936
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,832,249	1,570,529

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項 の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平均20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
(四半期貸借対照表)	前第1四半期会計期間において区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」は資産の総額の100分の10以下となったため、当第1四半期会計期間においては「その他」に含めて表示することとしました。 なお、当第1四半期会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は2,374千円であります。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は131,333千円でありま す。	有形固定資産の減価償却累計額は182,511千円でありま す。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)																										
<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりで あります。</p> <table> <tr><td>受取研究開発費</td><td>170,106千円</td></tr> <tr><td>委託研究費</td><td>136,038千円</td></tr> <tr><td>試薬品費</td><td>21,441千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>19,629千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>62,189千円</td></tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次 のとおりであります。</p> <table> <tr><td>受取研究開発費</td><td>28,795千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>17,175千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>11,802千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>9,634千円</td></tr> <tr><td>顧問料</td><td>11,381千円</td></tr> </table>	受取研究開発費	170,106千円	委託研究費	136,038千円	試薬品費	21,441千円	給与手当	19,629千円	支払報酬	62,189千円	受取研究開発費	28,795千円	役員報酬	17,175千円	支払手数料	11,802千円	支払報酬	9,634千円	顧問料	11,381千円	<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりで あります。</p> <table> <tr><td>委託研究費</td><td>86,443千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>124,945千円</td></tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次 のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>13,125千円</td></tr> </table>	委託研究費	86,443千円	支払報酬	124,945千円	役員報酬	13,125千円
受取研究開発費	170,106千円																										
委託研究費	136,038千円																										
試薬品費	21,441千円																										
給与手当	19,629千円																										
支払報酬	62,189千円																										
受取研究開発費	28,795千円																										
役員報酬	17,175千円																										
支払手数料	11,802千円																										
支払報酬	9,634千円																										
顧問料	11,381千円																										
委託研究費	86,443千円																										
支払報酬	124,945千円																										
役員報酬	13,125千円																										

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 2,932,249千円	現金及び預金勘定 2,989,629千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,100,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,419,100千円
現金及び現金同等物 1,832,249千円	現金及び現金同等物 1,570,529千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,910,500株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 285株
3. 新株予約権等に関する事項
新株引受権付社債の新株引受権
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 27,500株
新株予約権の四半期会計期間末残高 332千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	1,059.81円	1株当たり純資産額	1,202.10円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	3,084,632	3,498,942
普通株式に係る純資産額(千円)	3,084,299	3,498,610
差額の主な内訳		
新株予約権	332	332
普通株式の発行済株式数(株)	2,910,500	2,910,500
普通株式の自己株式数(株)	285	89
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	2,910,215	2,910,411

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	41.50円	1株当たり四半期純損失金額	142.33円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期純損失(千円)	94,227	414,226
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	94,227	414,226
期中平均株式数(株)	2,270,548	2,910,269
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自平成22年7月1日
至平成22年9月30日)

当社は、平成22年9月28日開催の定時株主総会及び平成22年10月22日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションを発行しております。なお、新株予約権の内容については以下のとおりです。

(1) 新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員にあっては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、また監査役にあっては、適正な監査業務の遂行による当社の健全な企業価値向上の実現を目的として、新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しない。

(3) 新株予約権の割当日

平成22年11月8日

(4) 新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 100,500株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

発行する新株予約権の総数

1,005個

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額 812円

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当第1四半期会計期間
(自平成22年7月1日
至平成22年9月30日)

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月9日から平成29年11月8日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、取締役会において特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。

その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記(8)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を要する。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権のその他の内容

当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月5日

株式会社 キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 浅野 裕史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月8日

株式会社 キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鳴原 泰貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。